○経済産業省告示第二百二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十六年九月二十九日

経済産業大臣　小渕　優子

登録の区分	外国登録検査機関
一　電線 二　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	財団法人台湾電子検験中心 台湾桃園県亀山郷楽善村文明路２９巷８号

（参考）

財団法人台湾電子検験中心の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

財団法人台湾電子検験中心（台湾桃園県亀山郷楽善村文明路２９巷８号）

○観光庁告示第十三号

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の二第三号の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第四百四十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十九日

観光庁長官　久保　成人

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十五年法律第三十九号）第八条第三項に基づく国土交通大臣の認定を受けた「阿蘇くじゅう観光圏」に係る観光圏整備実施計画の対象となる区域（熊本県阿蘇市、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村及び上益城郡山都町のうち旧蘇陽町の区域、大分県竹田市並びに宮崎県西臼杵郡高千穂町。以下「阿蘇くじゅう観光圏区域」という。）及び熊本県上益城郡益城町の区域のうち、旅行業法施行規則第一条の二第三号に規定する自らの営業所の存する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域を除く区域を同号の規定に基づき観光庁長官が定める区域とする。ただし、本項の規定は、阿蘇くじゅう観光圏区域内に営業所を有する第三種旅行業者が当該営業所において実施する第三種旅行業務に限り適用する。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

2　この告示は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

○中部地方整備局告示第百五十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十六年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十六年九月二十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
浄化槽		
大栄産業㈱ 代表取締役　木村　尊 ダイエー浄化槽　ＦＤＮ14Ⅳ型	5―09―Ｈ―005 〃　―1	5―14Ｋ―Ｈ―001 〃　―1
〃　18Ⅳ型	〃　―2	〃　―2
〃　21Ⅳ型	〃　―3	〃　―3
〃　25Ⅳ型	〃　―4	〃　―4
〃　28Ⅳ型	5―09―Ｈ―006	5―14Ｋ―Ｈ―002
ダイエー浄化槽　ＦＤＮ30Ⅳ型	〃　―1	〃　―1
〃　35Ⅳ型	〃　―2	〃　―2
〃　40Ⅳ型	〃　―3	〃　―3
〃　45Ⅳ型	〃　―4	〃　―4
〃　50Ⅳ型	5―09―Ｈ―007	5―14Ｋ―Ｈ―003
ダイエー浄化槽　ＦＣＩ―Ａ型	〃　―1	〃　―1
〃　―Ｂ１型	〃　―2	〃　―2
〃　―Ｂ２型	〃　―3	〃　―3
〃　―Ｂ３型	〃　―4	〃　―4
〃　―Ｃ１型	〃　―5	〃　―5
〃　―Ｃ２型	〃　―6	〃　―6
〃　―Ｃ３型	〃　―7	〃　―7
〃　―Ｄ型	5―09Ｋ―Ｈ―004	5―14Ｋ―Ｈ―004
フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一 フジクリーンプラント ＰＭＪ―Ａ型	（ＰＭＪ　Ⅰ―51Ａ型～ＰＭＪ　Ⅰ―500Ａ型） （ＰＭＪ　Ⅱ―51Ａ型～ＰＭＪ　Ⅱ―500Ａ型）	
〃　ＰＭＪ―Ｂ型	〃　―1	〃　―1
〃　（ＰＭＪ　Ⅰ―51Ｂ型～ＰＭＪ　Ⅰ―500Ｂ型） （ＰＭＪ　Ⅱ―51Ｂ型～ＰＭＪ　Ⅱ―500Ｂ型）		
〃　ＰＭＪ―Ｄ型	〃　―2	〃　―2
〃　（ＰＭＪ　Ⅰ―51Ｄ型～ＰＭＪ　Ⅰ―500Ｄ型） （ＰＭＪ　Ⅱ―51Ｄ型～ＰＭＪ　Ⅱ―500Ｄ型）		
フジクリーンプラント ＰＭＪ―ＢＧ型	5―09Ｋ―Ｈ―005	5―14Ｋ―Ｈ―005
（ＰＭＪ　Ⅰ―501ＢＧ型～ＰＭＪ　Ⅰ―7200ＢＧ型） （ＰＭＪ　Ⅱ―501ＢＧ型～ＰＭＪ　Ⅱ―7200ＢＧ型）		